

# 図画工作科におけるユニバーサル教材の意義 —シームレスな学校段階の接続にむけて—

久保村 里正\*

## The Significance of Universal Teaching Materials in Arts Education: A Seamless Connection of Educational Phases

Risei KUBOMURA

**要旨** 小論の主題となっているユニバーサル教材とは筆者による造語であり、ユニバーサル教材の意図する、「誰もが利用しやすい」というユニバーサル性には、2つの側面がある。1つめの側面は、児童・生徒にとって「誰もが利用しやすい」という、指導を受ける側の面で、2つめの側面は、教員にとって「誰もが利用しやすい」という、指導をする側の面である。小論ではこの2つのユニバーサル性に基づき、誰もが利用しやすいユニバーサル教材の開発について論じた。ユニバーサル教材の開発にあたっては、指導を受ける児童・生徒側の課題もあるが、指導する教員側により大きな問題がある。ユニバーサル教材はマニュアル化された指導法の確立というよりは、各題材を指導するにあたっての材料や環境の充実に主眼がおかれており、題材の選定段階において、児童・生徒にとって誰もが利用しやすいものを精選することによって、教育効果の向上を図る。また題材の選定段階において、教員にとって誰もが利用しやすいものを精選することによって、指導のむらを解消するとともに、指導方法をマニュアル化する必要性が無くなり、教育の画一化を防ぐ効果が期待される。

**キーワード:** 教科教育 図画工作科 教材 ユーザビリティ

### はじめに

小論の主題となっているユニバーサル教材“Universal Teaching Materials”とは、筆者による造語である。元々、ユニバーサル“Universal”とは、大きく分けて2つの意味を持つ言葉で、広辞苑によると1つめは、「宇宙的、世界的。」という意味で、2つめは「普遍的、全般的、一般的」といった意味である<sup>1)</sup>。

またデザイン分野でもユニバーサルデザインといった言葉が良く使われているが、これは1つ

めの意味で、全ての人々が利用しやすいデザインのことをさしている。この様にユニバーサルという言葉は日本でも浸透しており、一般的にも馴染みのある言葉となってきている。そして小論の主題となっているユニバーサル教材という用語も1つめの意味と同様で、誰もが利用しやすい教材という意味である。小論では、この誰もが利用しやすい教材としてのユニバーサル教材について論じる。

### I 研究の背景と目的

ユニバーサル教材とは、誰もが利用しやすい教

\* くほむら りせい 文教大学教育学部学校教育課程美術専修

材という定義だが、これは筆者による造語である。本章では、ユニバーサル教材について論考を進めるにあたって、その研究に至った背景と目的について述べる。

## 1 研究の背景

平成29年に幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領が改定され、続く平成31年には高等学校の学習指導要領が改定された。今回の改定では、教育内容の主な改善事項として、「言語能力の確実な育成」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」、「道徳教育の充実」、「体験活動の充実」、「外国語教育の充実」の6つの教育内容の充実が示されている。これらの教育内容は特定の教科のみをさしているわけではなく、教育課程全体で充実させることだと考えられるが、残念ながら美術との関連性は低いものとなっている。また限られた授業時間内の中で、充実する内容がある一方で、そのことによって縮減される内容が生じるのはやむを得ないことであり、美術教育がその影響を受ける可能性は少ない。

平成10年に改定された学習指導要領において、図画工作科の時間数縮減が行われた後は、実際のところ、平成20年、平成29年の学習指導要領改訂では、図画工作科、美術科の時間数縮減が発生しなかった。しかし、それをもって美術教育を取り

巻く環境がより良くなった訳ではなく、美術教育現状に対する危機感は現在でも少なくない。

美術教育の縮減は、平成10年に改定された学習指導要領によって行われたが、これは小・中学校の完全週休2日制に対応するためと、総合的な学習の時間の創設のためであった。そして図画工作科、美術科では、教科内容の精選をすすめることによって、各学年における授業時間数を年間で70時間削減させた。その結果、小学校の図画工作科では、第1学年から第6学年までの総時間数として、418時間から358時間へと、60時間の縮減がなされた。(表1)

## 2 研究の目的

平成10年と平成29年の学習指導要領の改訂では美術の授業時間の削減がなかったものの、平成10年の改定では美術的な授業にも利用<sup>2)</sup>されていた総合的な学習の時間<sup>3)</sup>が大幅に縮減された。この様に美術教育を取り巻く教育環境は悪化する一方であり、今後も過去の指導要領の改訂によって削減された授業時間数が、増加に転じることを期待するのは現実的でないだろう。

そういった状況下で、図画工作科の充実を考えた場合、教育環境の改善が見込めない以上、美術教育の範疇で、対応することが求められている。その場合、この美術教育の範疇での対応というの

表1 学習指導要領における図画工作科の時間数

年 代	学 年						合計	備 考
	1	2	3	4	5	6		
昭和22年度	105 (3)	105 (3)	105 (3)	70-105 (2-3)	70 (2)	70 (2)	540	第4学年は85時間換算
昭和26年改訂	20%~15% (3~4)		20%~15% (4~5)		25%~20% (5~6)		840	低学年105時間、中学年140時間、 高学年175時間換算
昭和33年改訂	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	452	
昭和43年改訂	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	452	
昭和52年改訂	68 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	418	
平成元年改訂	68 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	418	
平成10年改訂	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358	
平成20年改訂	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358	
平成29年改訂	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358	

は、教育内容の精選による教育効果の向上と、教員自身の指導力の向上が考えられる。

しかし小学校図画工作科の場合、東京都以外においては図画工作科を専科とする教員が規定されておらず、多くの自治体では、専門性を有する専科の教員ではなく、担任の教員が授業を担当している。そういう意味では、図画工作科に注力をおくような、教員の著しい指導力の向上を期待するのは困難だと思われる。

これは図画工作科が、他の教科と比べて軽んじられているという理由ではなく、全ての教科を指導しなくてはならないという小学校教員の現状と、図画工作科が美術を通しての教育ではあったとしても、造形能力と無関係ではないという、教科特性によるものである。そういう意味では図画工作科を指導する教員自身のモチベーションや能力の向上が期待できない以上、それに対する別の方策を講じる必要がでてくるのである。

そこで教員の能力による教育の質の不均質を解消するために、筆者の先行研究である「デジタルアーカイブによるイメージの視覚化プロセスの類型化と共通事項の標準的指導」<sup>4)</sup>では、小学校の教員が利用できるように、高等専門教育の指導法である「基礎造形教育法」を基盤に、「〔共通事項〕の標準的指導法」の開発を行った。しかし、「〔共通事項〕の標準的指導法」は、そもそも「基礎造形教育法」が専門的な学問体系に基づく教育方法であったことにより、利用するためには、その教育システム全体の構造を理解しなくてはならないという状況が、散見されるようになってしまった。その結果、標準的な指導法を利用するためには、理解することに手間がかかり、どこか一部分だけを抽出して、容易に利用することが難しいという課題が発生した。

また特に小学校の場合には、実際に指導をする教員の図画工作科に対する資質や能力や意欲が高く均質化している訳ではないことから、図画工作科の指導を苦手としている教員にとっては、美術教育全体を体系的に捉えることにまで意識が及ば

ないという現状があった。つまり教員の質によらず均質な教育ができるシステムであっても、利用しづらいものでは教員の質によらない均質的な教育を実現することはできないということである。

そこで本研究では教員の指導能力の偏りを現実的な課題としてとらえ、教育システムを理解しなくても誰もが利用しやすい教材であるユニバーサル教材の開発をめざすこととした。そして小論では、その研究の基礎として、ユニバーサル教材の意義について論考する。

## Ⅱ ユニバーサル教材の基本的概念

前述のようにユニバーサル教材とは筆者による造語だが、ユニバーサル教材の意図する、「誰もが利用しやすい」というユニバーサル性には、2つの側面がある。

ユニバーサル教材におけるユニバーサル性の1つめの側面は、児童・生徒にとって「誰もが利用しやすい」という、指導を受ける側の面である。そして2つめの側面が、教員にとって「誰もが利用しやすい」という、指導をする側の面である。本章では、この2つのユニバーサル性について、以下に述べる。

### 1 児童・生徒にとってのユニバーサル性

まず1つめの側面である児童・生徒にとってのユニバーサル性とは、個々の児童・生徒の能力によらず、均質な教育効果が得られる特性のことである。

小学校の図画工作科は美術の教育ではなく、美術を通しての教育だと言われているが、授業での活動内容としては、実際に手を動かして「ものをつくる」という活動には違いない。そしてこの「ものをつくる」という活動は個人差が大きく、得手不得手が発生しやすい内容である。また多くの場合は、高学年になるにつれて、その傾向がより強く表れる。

但し、高学年になるにつれて、得手不得手が発生し、児童間の理解度、習得度に差が発生するのは、図画工作だけによる問題ではなく、他の教科、例えば算数科などにもみられる問題である。しかし、実技を伴う教科の場合には、座学による知的理解だけではなく、制作のために実際に手を動かして習得しなくてはならない技術力や、発想力が、より必要となってくる。そういう意味では図画工作科の場合、制作に関わるより多くのハードルがあるといえる。

そして、この児童の知的理解力、技術力、発想力というハードルに対して、より円滑な表現活動を促す仕組みが、ユニバーサル教材にとっては肝要になってくる。

## 2 教員にとってのユニバーサル性

そして、2つめの側面である教員からの側面とは、各教員の指導能力の偏りによらず、教育効果が得られる特性である。ここで述べている教員の指導能力というのは、教科ごとの指導能力のことであり、どのような指導能力の高い教員であっても、教科によって得手・不得手があるのは仕方がないことだといえる。

### 1) 図画工作科を苦手とする教員

例えば「美術教育における〔共通事項〕の受容と課題—アンケートによる現状調査と分析—」<sup>5)</sup>によると、図画工作科および美術科の指導を得意としているかについての質問に対して、得意、やや得意とする者が34%、どちらともいえないとする者が36%、苦手、やや苦手とする者の合計が28%という結果が示されている。この数値が相対的に高いか低いかは、他教科との比較がないため不明である。しかし、この数値は小学校の教員だけではなく、中・高の美術科の教員を含んだ値であることから、得意とするものが若干高く出ていることが予想され、それを鑑みても、指導を苦手とする教員が3割程度いることが分かる。

また前述のように図画工作科の授業は、実技を

伴うことから、教員自身も、座学による知的理解だけではなく、制作のために実際に手を動かして習得しなくてはならない技術力や、発想力も必要となってくるため、苦手とする教員が少なくない。もちろん自分自身ができないことであっても指導をしなくてはならない状況は図画工作科だけではなく、他の実技教科でも起こりうることである。しかし、同じ実技系の教科であっても音楽科の場合は、多くの小学校で音楽専科の教員がいることから、難易度の高い指導は専科の教員が担当するため、図画工作科のような問題は少ないといえる。

### 2) 図画工作科の教科書

現在、図画工作科で用いられている教科書は、東京書籍株式会社が出版から撤退したことにより、日本文教出版株式会社と開隆堂出版株式会社の2社のみとなっている。この2社の教科書は、扱っている題材に差異はあるものの、作り方の基本的な考え方は検定制度を経たものであり、ほぼ同様だといって良いだろう。

図画工作科の教科書は、さまざまな写真を中心に構成されており、作品制作の手掛かりとなるように、完成した作品の写真だけではなく、子どもの活動の様子を撮影した写真が多く使用されている。また教科書で扱われている題材は、実際に一年間を通して授業で行われるであろう題材より多くの数が掲載されており、実際に授業を行う際には、教科書の中からいくつかの題材を選択して年間計画を作成し、授業を進めることになる。

この様な教科書の構成は、図画工作科の教科特性を考慮した結果であり、他の国語科や算数科とは大きく異なる点で、実際の授業における教員の裁量が他教科に比べて大きいことを示している。但し教員の裁量が大きいということは、授業の内容が画一化しないという反面、指導する教員の能力によって、教育の質も大きく変化するということであり、教員の指導能力が保てない場合には、その影響も大きい。つまり図画工作科においては

教員の指導能力が他教科に比べても重要になってくるといえる。

### Ⅲ 各学校間の接続

現行の学習指導要領では、「初等中等教育の一貫した学びの充実」、「小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則，各教科等）」、「幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則，各教科等）」が企図されており，各学校間のシームレスな接続がより求められてきている。シームレスな接続を行う上では，各学校段階における児童・生徒の差や，教員の指導力の差に影響を受けないことが肝要であることから，ユニバーサル教材との親和性は非常に高いと思われる。

そこで本章では，小学校図画工作科の視座から，「幼児教育と小学校の接続」と「小学校と中学校の接続」について述べる。

#### 1 幼児教育と小学校の接続

現在，小学校就学前の幼児教育が無償化になったものの，義務教育化した訳ではない。その結果，小学校就学前には，幼稚園，保育所，こども園，家庭内教育など，様々な状況が混在している。また小学校入学時においては，誕生月による発達段階の差も少なくなっているものの，全く解消されたわけではなく，その後の学習に心理的な影響を与える可能性も指摘されている。

幼少期の初期的体験がその後の学習意欲などに影響を与えることを通じて，初期時点での成績差が次なる成績差を生むようなメカニズムが存在する<sup>6)</sup>

この様に，小学校入学時において児童の実態は様々であるということは，それに対する方策を講じる必要が発生してくる。

また図画工作科における幼児教育と小学校の接続については，幼児教育において表現の活動が重

視されていることから，期待される面も多い。例えば，図画工作科の小学校における授業時間数の配分（表1）をみると，低学年に138時間，中学年に120時間，高学年に100時間と低学年に多く配分されており，幼児教育とのシームレスな接続として，図画工作科が期待されている状況がうかがえる。

#### 2 小学校と中学校の接続

図画工作科の指導において小学校の教員は専科でないことから，他教科に比べると，その指導内容には大きなむらが存在するのは，現実的な問題としてやむを得ないことである。そのような現状に対して各教育委員会では小・中学校の連携事業として，中学校の美術専科の教員が，小学校の教員に対して実技指導を行うといったことがなされている。

但し，この様な連携は一部の規模にとどまっており，全ての教員が参加するような仕組みにはなっていない。また指導を受ける小学校の教員も希望制によることから，もともと図画工作科に熱心な教員が参加する傾向が強く，苦手な教員の指導力向上に繋がらないのが現状である。そういう意味ではこの様な取り組みが，指導のむらを解消する効果的な対策になることは，期待できないだろう。

そう考えると小・中学校のシームレスな接続は，専科ではない小学校教員が指導能力向上を目指すのは現実的に難しいだろう。それよりはむしろ，高い専門性を有した中学校美術科の教員によって，小学校段階で指導内容には大きなむらがあっても，それに対応できる題材や教育方法を設定する方が，より現実的な対応だといえる。

### Ⅳ 美術教育の標準化とユニバーサル教材

美術教育の標準化については，「デジタルアーカイブによるイメージの視覚化プロセスの類型化と共通事項の標準的指導」<sup>7)</sup>によって行われ

てきた。しかし、専門教育の指導法である「基礎造形教育法」を基盤に、「〔共通事項〕の標準的指導法」の開発を行った結果、標準的な指導法を利用するためには、理解することに手間がかかり、どこか一部分だけを抽出して容易に利用することが難しいという課題が残った。そこで教育法の全体を理解しなくとも部分的に抽出し簡単に利用できるユニバーサル教材が必要となってきた。

### 1 指導法のマニュアル化

美術を得意としない教員でも簡単に指導ができる手段としては、教員の指導の手順を細かく定めたマニュアル化した指導法があげられる。

たとえば代表的な指導法というと、松本キミ子 (MATUMOTO Kimiko : 1940-) が考案した「キミ子方式」<sup>8)</sup> や、酒井臣吾 (SAKAI Shingo : 1934-) が考案した「酒井式描画指導法」<sup>9)</sup> があげられる。これらのマニュアル化された指導法は、写実的な描写法を指導するうえで、効果的な技術の向上が期待できる効果的な指導法である反面、教育の画一化を生む危険性をはらんでいる。

### 2 教育の画一化

先に述べた「キミ子方式」や「酒井式」などのマニュアル化された指導法が、一部において教育の画一化の土壌となっていることは否定できない事実である。しかしこのようなマニュアル化された指導法が不適切で、マニュアル化された指導法が誤りかという、必ずしもそうとはいえないだろう。この様な指導法の功績として本山和寿 (MOTOYAMA Kazutoshi) は、以下の2点を指摘している<sup>10)</sup>。

- ①写実的表現で躓いている子どもにひとつの方向を示すことで、子どもの苦手意識を即時的に軽減できる。
- ②見栄えの良い作品ができコンクール等で賞を取りやすい。

また本山は、この様なマニュアル化による功績の反面として発生する弊害について「マニュアル

化の罪科を生み出すのは、その考案者ではなく、学校の教師である。」<sup>11)</sup>と述べており、教員の能力の欠如が教育の画一化の原因だとしている。

しかし、この様な話は指導法のマニュアル化が指導を苦手とする教員の能力を補うものである以上、教員の能力の欠如が発生するのは当然であり、画一化するからこそ、教員の資質によって教育効果が損なわれない教育が保証できるともいえるだろう。そもそも美術の指導を得意とする教員は、指導においてマニュアルを必要としないものである。つまりマニュアル化された指導法は、美術の指導を苦手とする教員にとって、授業の水準を保つために必要なセーフガードの機能を果たしているのである。

### 3 授業の水準

前項でマニュアル化された指導法が授業の水準を保つために必要なセーフガードだと述べたが、授業の水準というものを、どのように捉えるかは意見が分かれるところである。

小学校図画工作科においては「美術の教育ではなく美術を通しての教育である。」という考え方が根強くあり、上手にものをつくるための方法論は必要ないという考え方が存在している。この考え方についても意見が分かれるところではあるが、学習指導要領においては、図画工作科の教科目標として以下に示す通り、「材料や用具を使い、表し方などを工夫して」と述べるにとどまっております<sup>12)</sup>、明確に技術面の目標に言及している箇所はない。

対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする<sup>13)</sup>。

むろん学習指導要領の目標に技術面の記載がないからといって、カリキュラムの一部として位置づけられた授業の目標として、技術的な内容を設定することが禁じられている訳ではない。しかし

学習指導要領の目標に定められていない内容に関する指導は必須ではないことから、最低限の授業水準に技術的な能力が必要かといえ、そうではないといえる。

ただし学習指導要領では教科の目標として以下の項目も定めていることから、児童・生徒が写実的な描画に欲求が向き、その結果、描画能力の欠如によって「つくりだす喜び」や「楽しく豊かな生活を創造」することが困難になる場合には、技術的な指導も必須になってくるという考えも誤りではないだろう。

つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う<sup>14)</sup>。

#### 4 マニュアル化の必要性

この様なマニュアル化された指導法は、美術を苦手とする児童・生徒のために必要なのだという意見が少なくない。しかし、指導法のマニュアル化を必要とする原因から考えると、そうはいえないだろう。

なぜなら教育・指導においては、受ける側の児童・生徒が未熟であり、教員は教育・指導する技術や知識などを有していることが前提となっている関係だからである。故に、この様なマニュアルは美術を苦手とする児童・生徒にとって必要なのではなく、美術の指導を苦手とする教員にとって必要なのである。そう考えるとユニバーサル教材によって授業の水準を一定に保つためには、教員の指導能力によって生じる指導むらを、どのように軽減するかということが肝要となってくる。

#### 5 ユニバーサル教材の開発に向けて

美術教育の標準化と指導方法のマニュアル化については、問題は概ね共通しており、その内容は技術的指導の必要性の是非と、指導内容の画一化の是非だといえる。またこれらの問題は、ユニバーサル教材の開発にあたっての課題もあり、それは主に指導を受ける児童・生徒側というより

は、指導する教員側に深く関わっているといっただろう。

ユニバーサル教材の開発にあたっては、マニュアル化された指導法を確立するのではなく、各題材を指導する際の材料や、環境の充実することに主眼がおかれている。そして題材の精選段階において、児童・生徒にとって誰もが利用しやすいものを選定することによって、教育効果の向上が図られる。

また題材の精選段階において、教員にとって誰もが利用しやすいものを選定することによって、指導のむらを解消するとともに、指導方法をマニュアル化する必要性が無くなることで、教育の画一化を防ぐ効果が期待される。

#### おわりに

以上、図画工作科におけるユニバーサル教材の意義について論じてきたが、指導する側にとっても、指導を受ける側にとっても、誰もが利用できるという教材が望ましいことは言うまでもないだろう。しかし、誰もが利用できるという基準で標準化を進めるということは、教育の画一化、マニュアル化を生む危険性をはらんでいる。

図画工作科の「自分の感覚や行為を通して理解する」<sup>15)</sup>、「自分の感覚や行為を通して理解する」<sup>16)</sup>という教科目標は、自分自身の感性を伸ばすことが重要であり、理想的な感性として画一化されたものを修得させるといったことではないといえる。

今後、ユニバーサル教材を定めることによって、画一的な指導法に偏る危険性が全くない訳ではないだろう。しかし、標準化された教育を行うということと、指導を受けた児童の表現や感性が画一化されるということは、同じ理由ではないと考える。それはユニバーサル教材を開発するにあたって同様であり、その違いを明らかにしていかななくてはならないだろう。

註

- 1) 新村出・他, 『広辞苑 第六版』, 岩波書店, 2008, p.2873
- 2) 例えば東京学芸大学附属中学校では, 以下のよう  
に総合的な学習の時間を美術に割り当てて  
いる.  
「総合的な学習の時間」を生かそうとして,  
1年生において音楽, 美術にそれぞれ7時間  
(週に0.2時間), 英語に35時間(週に1時間),  
2年生では数学に35時間, 3年生では国語に  
35時間を充てています.  
[http://www.u-gakugei.ac.jp/~setachu/  
characteristic.html](http://www.u-gakugei.ac.jp/~setachu/characteristic.html), 2019.10.10
- 3) 早川陽, 「総合的な学習の時間における連続  
美術鑑賞活動の実践—教養総合授業「ひたすら  
展覧会に行ってみる」を例に一」, 『昭和女子  
大学現代教育研究所紀要 第2号』, 2017, pp.1-  
12
- 4) 科学研費 基盤研究(C) (26381224)
- 5) 久保村里正, 「美術教育における〔共通事項〕  
の受容と課題—アンケートによる現状調査と分  
析—」, 『文教大学教育学部紀要 第51集』, 文教  
大学, 2017, pp.113-121
- 6) 川口大司, 森啓明「誕生日と学業成績・最終  
学歴」, 『日本労働研究雑誌49(12)』, 独立行政  
法人労働政策研究・研修機構, 2007, pp.29-42
- 7) 前掲4
- 8) たのしい授業編集委員会, 『だれでも描ける  
キミ子方式—たのしみ方・教え方入門』, 仮説  
社, 1994
- 9) 酒井臣吾, 『酒井式描画指導法入門』, 明治図  
書, 1989
- 10) 若元澄男, 「マニュアル化された指導法の功  
罪」, 『図画工作科・美術科重要用語300の基礎  
知識』, 明治図書, 2000, p.198
- 11) 上掲書, p.198
- 12) 文部科学省, 『小学校学習指導要領(平成29  
年告示)解説 図画工作編』, 2017, p.9
- 13) 上掲書, p.9
- 14) 上掲書, p.9
- 15) 上掲書, p.12
- 16) 上掲書, p.13